

南信州シードルツーリズム
フォトライブラリ画像データ使用許諾契約

南信州シードルツーリズムフォトライブラリページ（以下「ライブラリ」という。）は、南信州シードルツーリズムに係る情報発信に最適な画像データを提供することにより、リンゴやシードルをはじめとする南信州エリアの魅力を発信し、地域観光の振興に寄与するため構築するものです。

南信州シードルツーリズムフォトライブラリ画像データ使用許諾契約（以下、「本ライセンス契約」という。）は、利用者がライブラリにおいて画像データを取得し、これを使用する際の条件を規定し、別に定める利用規約と一体となって適用されるものとします。利用規約と本ライセンス契約との間に矛盾、抵触する規定がある場合には、本ライセンス契約の規定が優先します。

（目的）

第1条 本ライセンス契約は、ライブラリに画像データを登録するにあたって、必要な事項を定めることを目的とします。

2 次項に定める画像提供者は、ライブラリ登録のため本会に画像データを提供したことをもって、本ライセンス契約に同意したものとみなします。

（用語の定義）

第2条 この規約において、次に掲げる用語の定義は、以下のとおりとします。

- （1）本サービス ライブラリに登録されている画像データをダウンロードすること
- （2）利用者 本サービスを利用する個人または法人
- （3）画像提供者 画像データ及び関連する情報等を提供する個人または法人

（ロイヤリティ・フリー・ライセンス）

第3条 ライブラリに登録される画像データは、利用者に無料で提供されます。

2 本サービス上では、画像データは利用者が利用を申請し、ダウンロードすることにより、その画像データに係るロイヤリティ・フリー・ライセンスが当該利用者に許諾されます。

3 ロイヤリティ・フリー・ライセンスにおいては、画像データの使用にあたって以下のいずれかの加工を施し、かつ、本ライセンス契約の遵守を条件に、私用・商用を問わず、別途利用規約に定める用途で、何度でも、期間の制限なく、画像データを使用できます。

- （1）画像データを使用用途に適した解像度にする。
- （2）第三者が画像データのみをダウンロードできないようにデザインに組み込む。
- （3）第三者が画像データのみをダウンロードできないように文字を載せ、簡単な合成等を施す。

4 利用者は、許諾されたロイヤリティ・フリー・ライセンスを当会の許諾なく、第三者に譲渡、転貸及び移転等することができず、また第三者に対して再許諾することはできません。

5 前項に関わらず、利用者が所属組織もしくは所属組織の顧客（以下「クライアント」という。）のために制作する成果物において画像データを使用する場合、所属組織及びクライアントは、当

該制作物の中でのみ画像データを使用することができます。また、利用者は所属組織が画像データを使用した制作物の制作を業務委託先に委託する場合、当該業務委託先は、委託を受けた制作物の中でのみ画像データを加工することができます。いずれの場合も、利用者は、所属組織、クライアント及び業務委託先の利用規約等遵守につき、責任を負うものとします。

6 利用者は、別途利用規約により、対象となる著作権、意匠権、肖像権、商標権等の権利処理、または特定の建築物等の被写体もしくはその管理者からの許諾等が、これらの権利者または管理者に対し別途必要とされる場合があることを承諾します。

7 当会が使用権を許諾した後も、著作権等画像データに係る諸権利は、当該画像データの著作権者に帰属し、利用者に対し権利の移転は行われません。

8 ダウンロードした画像データは、以下の範囲で加工が許可されます。ただし、いずれの場合も、事項に定める禁止行為に抵触しない場合に限りです。

- (1) トリミング、反転、サイズ変更
- (2) 色変更
- (3) 文字載せ
- (4) その他、簡単な合成等

9 画像データの使用にあたっての禁止行為は、別途利用規約に定めるとおりとします。

(画像提供者)

第4条 画像提供者は、本ライセンス契約に同意し、画像提供者が権利を保有する画像データを当会に提供することで、当会に対し、時期や地域に何ら制限なく、当該画像データ及びタグ・タイトル等付随して提供される情報（以下「関連する情報等」という。）を複製、頒布、宣伝、公衆送信、送信可能化、展示等し、または二次的著作物を制作すること、及び当会が第三者（当該第三者から使用許諾等する者を含む。）に対し、本ライセンス契約及び利用規約並びに別途当会が定める条件で、画像データ及び関連する情報等につき本項に定める複製等を許諾することにつき、それぞれ非独占的権利を付与します。

2 画像提供者は、画像データ及び関連する情報等を当会へ提供した時点で、前項に定める画像データ及び関連する情報等の複製等を承諾したものとみなします。

3 画像提供者は、利用者が画像データに加工を施すことを承諾し、画像の使用にあたりコピーライト表示（クレジット表示）またはこの非表示等を求めないものとします。その他、著作権人格権を行使しないことに同意します。

4 画像提供者は、本会の審査により、提供した画像データの全てがライブラリに掲載されない場合があることを承諾するものとします。

(画像データ)

第5条 本サービスのために提供する画像データ及び関連する情報等は、画像提供者本人が制作しその著作権を完全に有しており、または正当な権利者から書面により適切に使用許諾する権利を得ていること、及び本ライセンス契約に記載する権利を当会、利用者に許諾する正当な権利を有していることとします。

2 画像提供者は、本サービスのために提供する画像データ及び関連する情報等が合法的に制作

されたものであることを保証します。

3 画像提供者は、必要な許諾ができていないもの、関連する情報等に誤りがあるものなど、以下に例示する不適切な画像データ及び関連する情報等を当会に提供してはいけません。

(1) 商標、ブランドロゴ、キャラクター、ポスター等広告、商品が主要な被写体として写っている、または識別できるもので、それらの権利者に画像データ提供の許可を得ていないもの。

(2) わいせつ、暴力、その他公序良俗に反する内容を含むもの

(3) 著作権保護期間内の美術品（絵画、彫刻を含む）もので、権利者の許可を得ていないもの。

(4) 個人を特定できる人物が写っており、適切な肖像権使用同意が取得されていないもの。

(5) 撮影もしくはロイヤリティ・フリー素材としての画像データ提供に際して、許可が必要となる第三者が管理する施設、動物、物品について、当該管理者または権利保有者の適切な許可を取得していないもの、またそのような許可を取得せずに撮影が行われたもの。

(6) 本サービスで提供される画像データとして不適切な文字掲載や加工がなされたもの。

(7) その他、当会が、本サービス内での利用に適さないと判断したもの。

(8) 画像データ及び関連する情報等について第三者から権利侵害の申立、異議、苦情、それに伴う損害賠償請求等が生じた場合、画像提供者は当会と協議し、誠実に対応することとします。

(秘密保持)

第6条 当会は、当会の裁量により、南信州シードルツーリズムに関する当会独自の情報を、画像提供者に開示することがあります。その場合、画像提供者は、当該情報を厳に秘密に取り扱うことに同意し、本サービスの利用を目的にこれを使用し、その他の目的に使用しないことに同意します。

(協議)

第7条 本契約に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項については、画像提供者と当会が別途協議の上、これを決定することとします。

附則

この規約は、令和4年11月1日から施行します。